

公立大学法人役員報酬規程の改正について

1. 改正理由

地方独立行政法人の役員報酬は、国及び地方公共団体の職員の給与等を考慮して定めるよう法律に規定されており、福岡県の各公立大学法人においても、国家公務員及び福岡県職員の給与に基づいて報酬を算定している。

(理事長、副理事長の基本年俸には国家公務員の指定職俸給表、業績年俸には福岡県特別職職員の期末手当の支給月数を準用。常務理事には県基準を準用)

今回、「福岡県特別職の職員の給与等に関する条例」の改正等に基づき、各法人において役員報酬規程の改正(令和3年12月)を行ったものである。

○「一般職の職員の給与に関する法律」の一部改正(国家公務員)(令和4年4月13日公布)

別表第11 指定職俸給表(抜粋) ※抜粋部分の改正なし

※俸給月額

号俸	月額	
1	706,000	…… 副理事長の報酬基礎額
4	895,000	…… 理事長の報酬基礎額

○「福岡県特別職の職員の給与等に関する条例」の一部改正(令和3年12月8日公布)

※期末手当の支給月数の引下げ

改定前		改定後(R3.12.8施行)	
6月期	1.675月	6月期	1.675月
12月期	1.675月	12月期	1.575月
計	3.35月	計	3.25月

2. 改正内容

・業績年俸の引下げ (0.10月分引下げ)

区分	改定前			改定後			改定額		
	年俸額	内 訳		年俸額	内 訳		年俸額	内 訳	
		基本年俸	業績年俸		基本年俸	業績年俸		基本年俸	業績年俸
理事長	15,088,000	10,740,000	4,348,000	14,958,000	10,740,000	4,218,000	△ 130,000	0	△ 130,000
副理事長	11,902,000	8,472,000	3,430,000	11,800,000	8,472,000	3,328,000	△ 102,000	0	△ 102,000
常務理事 (歯)	6,800,000	4,800,000	2,000,000	6,800,000	4,800,000	2,000,000	0	0	0
常務理事 (女・県)	7,000,000	5,000,000	2,000,000	7,000,000	5,000,000	2,000,000	0	0	0

※理事長・副理事長の年俸の算出内訳

	改定前			改定後		
		理事長 (4号俸)	副理事長 (1号俸)		理事長 (4号俸)	副理事長 (1号俸)
基本年俸	年俸基礎額(給料月額) A	895,000	706,000	年俸基礎額(給料月額) A	895,000	706,000
	年額(A×12月) B	10,740,000	8,472,000	年額(A×12月) B	10,740,000	8,472,000
業績年俸	職務加算(A×20%) C	179,000	141,200	職務加算(A×20%) C	179,000	141,200
	管理職加算(A×25%) D	223,750	176,500	管理職加算(A×25%) D	223,750	176,500
	業績年俸(A+C+D)×3.35月	4,348,000	3,430,000	業績年俸(A+C+D)×3.25月	4,218,000	3,328,000